

事業成果報告書

1. 個人または団体名(団体の場合は代表者名も記入)	
山口 佐和子	(代表者名:)
2. 研究または活動のテーマ(課題名)	
ドメスティック・バイオレンス被害当事者母子の視点からみたハーグ条約と共同親権の問題	
3. 助成額	
260,000	円
4. 実施期間	
2013 年 7 月 ~ 2014 年 6 月	
5. 実施状況	
<p>2013 年 8 月～2014 年 6 月</p> <p>米国・ワシントン大学の客員研究員として渡米し、本大学ソーシャルワーク学部タリン・リンドホースト准教授を共同研究者とし、日米の DV 防止法とハーグ条約実施法を比較し分析した論文「Domestic Violence and the Implementation of the Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction: Japan and U.S. Policy」を <i>Journal of Interpersonal Violence</i> にファーストオーサーとして投稿し、また「Domestic Violence and Joint Custody After Divorce (仮題)」を <i>Women's Studies International Forum</i> にファーストオーサーで投稿する計画であり、執筆を開始した。また地域の新聞社説に掲載するため「Many Reasons for Child Abduction」を共同執筆し、ワシントン大学に提出した。また、今後の共同インタビュー研究のため、ワシントン大学 IRB に調査実施のための申請を行った。</p> <p>2013 年 11 月～2014 年 6 月</p> <p>単独で、インタビュー調査を実施した。インタビュー対象者は、DV シェルタースタッフ、裁判官、弁護士、ハーグ条約により面会交流を要求される可能性のある DV 被害者および共同親権行使に困難を抱える DV 被害者である。インタビュー内容は、DV とハーグ条約、DV と離婚後の共同親権および面会交流件についてである。</p> <p>2014 年 1 月、アメリカの DV の現状を掴むため、アメリカ国内の学会である SSWR(Society for Social Work and Research)に参加し、2014 年 6 月、ハーグ条約の現状を知るため、アメリカ弁護士連合会主催の学会である International Family Law に参加した。</p>	

2014年2月、オレゴン大学法学部大学院において「DV, Visitation, and Parental Authority in Japan」について講義をし、2014年5月、ワシントン大学ソーシャルワーク学部においては「Domestic Violence in Japan」について講義をし、2014年6月、ワシントン大学ソーシャルワーク学部教員向けには「DV and Parental Authority after Divorce in Japan」について講演をした(チラシを以下に貼付)。

6. 事業成果と自己評価

助成金により渡米し、当初はインタビュー調査のみの予定であったが、ワシントン大学の研究者の申し入れにより、論文を共同執筆し投稿をすることができたため、予想を上回る仕事を達成することができた。また今回渡米したことで、今後継続的に共同研究を実施することとなり、大きな収穫となった。

今現在、出版されたものは、『中部社会福祉学研究』第5号の書評「Taryn Lindhorst and Jeffrey L. Edleson 著『Battered Women, Their Children, and International Law - The unintended Consequences of the Hague Child Abduction Convention』」のみで、メインとなるものはすべて準備中の段階である(書評抜き刷り郵送予定)。

Research Round Table

Series 2014

DV & Parental Authority After Divorce in Japan

Students and Faculty who are interested in Japan and domestic violence policy are invited to this presentation. It will cover how Japan has worked on domestic violence and how Japan should respond to a new trend among advocacy groups of demanding joint custody after divorce. Japan applies single custody after divorce and most of the time it is bestowed on mothers. Joint custody is ideal for children who experience their parents' divorce, but what should be done in cases where fathers are perpetrators of domestic violence? Japan is currently on the cutting edge of change in family law.

Featuring: 山口佐和子

Sawako Yamaguchi

Location: School of Social Work Research

4101 15th Ave NE

Room 116

Date & time: June 2, 10 2014 12:30pm – 1:30pm